



独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所

# 地域の 文化遺産と 防災



独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所



**表紙イラスト・表紙裏写真**

「宮城県女川町小乗地区の獅子振り（獅子舞）」

2011年春、新造された獅子頭がこの地区に届けられました。少し修正すべきところがあったために、古い獅子頭とともに、もう一度工房へ送り戻します。その数日後、東日本大震災の津波が地区を襲いました。神社も道具もすべて流されてしまいましたが、獅子頭だけは新旧ともに難を逃れることができました。

■ 資料閲覧室のご案内

東京文化財研究所2階の資料閲覧室では、所蔵の図書・雑誌・展覧会図録・写真資料などを閲覧することができます。図書・画像等の所蔵資料など各種文化財に関する情報は、当研究所のウェブサイトより検索することができます。

地方自治体が刊行した有形無形の文化財にかかわる各種資料や自治体史も、よりいっそう充実させていく予定ですので、ぜひご利用ください。

■ 開室日：月・水・金の週3日

■ 開室時間：10:00～17:00(12:00-13:00は出納を停止します。出納は16:30までです)

■ 休室日：土日祝、夏季休暇、年末年始

■ 問い合わせ：fax: 03-3823-2441 e-mail: library@tobunken.go.jp

■ 「地域の文化遺産と防災」担当

東京文化財研究所 文化財情報資料部

東京文化財研究所 無形文化遺産部

(問い合わせ：tel: 03-3823-4925 e-mail: lmukei@tobunken.go.jp)

執筆者：血井舞、安永拓世（以上、文化財情報資料部）、吉原大志（保存修復科学センター）  
久保田裕道、菊池理予、今石みぎわ、佐野真規（以上、無形文化遺産部）

文化財防災ネットワーク推進事業

地域の文化遺産と防災

平成28年（2016）3月

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構

東京文化財研究所

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43



「平成27年度美術館・歴史博物館  
重点分野推進支援事業」

## はじめに

国立文化財機構（東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センター）では、平成26年7月より「文化財防災ネットワーク推進事業」に取り組んでいます。本事業では、東日本大震災等における文化財等の救出の経験をもとに、文化庁と連携しつつ非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築することを目的としています。

この事業の一環として、東京文化財研究所では、「地域の文化遺産の防災」の観点から「地方指定文化財等の情報収集・整理・共有化事業」「文化財保護のための動態記録作成に関する調査研究事業」を行っています。本冊子は、これらの事業の概要を示すとともに、地域の文化遺産の防災にとって、いま何が求められているのかについて、手に取りやすいかたちにまとめたものです。

本冊子が、「地域の文化遺産の防災」について、あらためて考え直すきっかけとなれば幸いです。

平成28年3月

## 目次

地域の文化遺産と防災	2
<b>I. 東日本大震災における文化遺産の被災と復興</b>	<b>3</b>
1. 有形文化遺産の被災とレスキュー	
2. 無形文化遺産の被災と復興	
3. みえてきた課題と今後の防災対策にむけて	
<b>II. 文化遺産の情報収集と共有—地方指定文化財等の情報収集・整理・共有化事業—</b>	<b>6</b>
1. 文化遺産にかかわる情報の集約と共有化	
(1) 情報収集の対象 (2) 情報収集と整理の方法 (3) 情報の管理と公開	
(4) その他の基礎情報の収集 (5) 期待される成果	
2. 写真・映像記録等の収集とアーカイブスでの公開	
3. 文化財防災のネットワークづくり	
<b>III. 無形文化遺産の防災のための映像記録作成</b>	<b>14</b>
—文化財保護のための動態記録作成に関する調査研究事業—	
1. 無形文化遺産における記録の意義と課題	
2. 記録手法の多様化と今後の展開	
3. 様々な取り組み	

## 地域の文化遺産と防災

私たちは、たくさん文化遺産に囲まれて暮らしています。いわゆる「文化財」として指定・登録を受けているものもありますが、そうした行政手続きに関わらず、暮らしの中で育まれてきた文化遺産には、そのすべてに価値があるといえましょう。

平成23年3月11日の東日本大震災では、多くの文化遺産が被災し、失われました。その喪失は、そこに生きてきた人々の心の喪失にもつながります。歴史的価値や美術的価値、あるいは観光資源としての価値に加え、地域に根ざした文化遺産は、その地域ならではの重要な意味を持っています。

そのような文化遺産を、どうすれば災害から守ることができるでしょうか。博物館や美術館に収蔵されているものであれば対策を講じることもできますが、その場所にあることに意義がある地域の文化遺産であれば、その対策も千差万別です。ただひとつ、共通していることは、そこに文化遺産があるのだという情報を、しっかりと把握しておくことです。もちろん、中には盗難の対象となる場合もありますから、一概に情報が流布することがよいとばかりはいえません。そうした意味でも情報はしっかりと管理されるべきですが、それでもいざ何かあった際に、情報を把握しておくことは重要です。

また、無形文化遺産のようにできるだけ多くの情報を発信して、多くの人々に見てもらおうことが、その活性化につながる場合もあります。少子高齢化や過疎化に伴う衰退は、災害と同じく文化遺産の存続に関わる大きな問題となっています。

こうした文化遺産の情報をしっかりと把握し、災害時や消滅の危機に対応できるようにしておくことは、地域における文化遺産の防災の第一歩です。そのために東京文化財研究所では、まず地域の文化遺産の情報を集め、整理し、国と都道府県・市町村と共有するという事業を行っています。また、この事業を通じてもう一度地域の文化遺産を見直す契機になることも願っております。



## I. 東日本大震災における文化遺産の被災と復興

### 1. 有形文化遺産の被災とレスキュー

東日本大震災で被害を受けて文化財レスキューの対象となった有形文化財は、その種類が実に多岐にわたる点に特徴がありました。また津波被害を受けた沿岸地域はきわめて広範囲にわたり、数多くの文化財が水損するという事例もこれまでにはありませんでした。そのために被害件数がきわめて多いという点においても例を見ないものでした。

この度の震災による被災文化財はいずれも未指定のものが多くと予想されたことから、文化財保護法上の「文化財」だけではなく、現用の公文書



石巻市立門脇小学校1階 民俗資料の展示室の被災状況 (2011年4月29日 岡田健撮影)

や自然史系の資料まで幅広い文化財をレスキューの対象としました。すなわち文化財・文化遺産とは、人々が生きてきた証であり、人々の営みを理解するために必要なすべての文化的遺産であるとの理念のもと、「被災文化財〈等〉救援委員会」が立ち上げられたのです。

実際にレスキューされた文化財は絵画・彫刻・工芸品・書籍・典籍等のいわゆる美術工芸品ばかりではなく、発掘された土器片などの考古資料、人々のかつての生活のありようを示してくれる民俗資料、ひいては生物標本・地質標本やクジラの剥製などの自然史系資料にまで及びました。

このように被災文化財の種類がきわめて多岐にわたったことから、その応急処置はそれぞれの文化財を構成する素材によって異なるため、素材の特性に応じた処置を必要とし、速やかに専門家の知識が得られるようにするためのネットワークの構築が急務だと認識されました。また文化財レスキューに関わった者が口をそろえて指摘することは、レスキューが迅速に行われるためには、何がどこにあるのかということがあらかじめリスト化されていることが必要であるということでした。またリストを作成したとしても、そのリストが被災して失われる可能性があるため、複数の場所で保管されていることが望ましいこともあわせて強調されました。

こうした文化財のリスト化は、被災したときに必要であるからというばかりではなく、文化財の重要性を喚起し、一部の専門家だけではなくより多くの人々にそのものの価値を認識してもらうためにも実施すべきことと考えられています。たとえば、平成14年には、昭和21年までの京都府の行政文書が歴史資料として国の重要文化財に指定されているように現用行政文書の中には文化財になり得るものもあると考えられますが、津波被害を受けた行政文書のなかには廃棄されてしまったものもありました。

未指定の個人所蔵の文化財や指定外の文化財についても、存在そのものが把握できないままに消滅してしまったり、処置不能と判断されて処分されてしまったケースもあり、地域の文化遺産の包括的な把握は喫緊の課題となっているといえるでしょう。

## 2. 無形文化遺産の被災と復興

東日本大震災の直後、有形文化財に関してのレスキューはいちはやく行われましたが、無形文化遺産（無形文化財や無形民俗文化財等）はその対象となりませんでした。これは、対象が「人」であったためです。被災者の安否確認や生活再建が課題とされる中、それどころではないというのが実情だったといえましょう。

けれども人々は、瓦礫の中から流された道具や楽器を見つけ出し、地域に伝わる民俗芸能や祭りをなんとかして再開しようとしました。「何もかも失ってしまったけれど、祭りだけは失いたくない」という声が、無形文化遺産の価値を端的に表していました。やがて、そうした声を聞いた支援団体や企業が、無形文化遺産の復興を支援するようになっていきました。

ところが、支援をしたくても、どこにどのような無形文化遺産が存在するのかわからないという問題が明らかになってきました。国や県、市町村の文化財に指定されているものであればわかりますが、東日本大震災で被災した地域には、文化財に指定されていない膨大な数の無形文化遺産が存在していたのです。過去の調査から民俗芸能だけでも1000にのぼる伝承があることがわかりましたが、それがどのように被災し、現在どのような状況なのかということになると、情報収集は困難を極めました。

そこで東京文化財研究所、防災科学技術研究所、全日本郷土芸能協会、儀礼文化学会とが協同で「無形文化遺産情報ネットワーク」を立ち上げ、被災地で活動している方々から少しずつ情報を集め、インターネット上で共有することを始めました。

それでもなかなか情報は集まりません。無形文化遺産には、民俗芸能のほかにも祭礼や年中行事を含む「風俗慣習」や、ものをつくる「工芸技術」「民俗技術」がありますが、こうした伝承の被災情報もなかなか得ることができませんでした。

やはりこうした情報をしっかりと把握しておくことが、無形文化遺産における防災の出発点だといえましょう。そして、そうした情報を共有できる人々をつなぐネットワークがあれば、いざ災害があったときにも、復興のためのネットワークになります。地域の人々の心を支える無形文化遺産の復興は、地域の復興そのものにもつながるので



避難先にあった座布団やスリッパ、空缶でつくられた獅子頭（宮城県奥川町）



復活した無形文化遺産は、地域の復興の心の支えとなった。（岩手県大槌町）

### 3. みえてきた課題と今後の防災対策にむけて

東日本大震災では、獅子舞や虎舞といった民俗芸能の道具が多く流失しました。やがてさまざまな支援を得て、それらの道具が復元できることになったのですが、そこで困った問題が起きました。

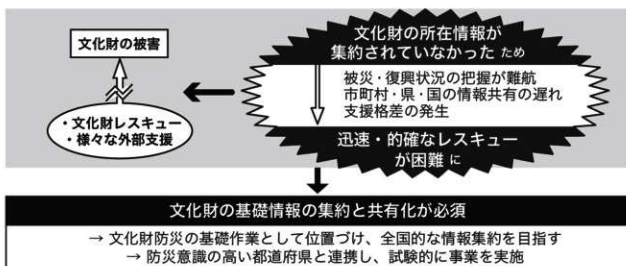
もともとあった形に復元したくても、写真さえ流されてしまったために、復元のための資料が見つからないのです。特に獅子頭のように、微妙な形状の違いが印象を変えるものについては、製作者は何度も現地にも足を運び、話を聞きながら復元に努めたといえます。



破壊された獅子頭（宮城県石巻市）

有形はもちろん、無形に関しても、そうしたデータをしっかりと残しておくことが、有事の際に大きな意味を持つことがわかります。また、その道具類をどこに保管しているのかということも重要です。中心となる社寺は被害を免れたものの、道具を保管している公民館が被災した、といったケースもよく聞かれたからです。さらに道具のみならず、無形文化遺産の場合、海から離れた地域だから大丈夫だと思っていたら、その伝承者の多くが海辺の町で働いて被災したという場合もありました。広域の人が関わる無形文化遺産では、その地域をしっかりと把握しておくことも重要です。

しかしながら、膨大な数の文化遺産に関する情報は、すぐに把握できるものではありません。また今後も継続的に見続ける必要もあります。そんなときに機能するのは、文化遺産をめぐる人々のネットワークです。地域住民と文化財行政はもちろんですが、学校や博物館、研究者、社寺、観光関連等々、さまざまな人々をつなぐネットワーク構築も、今後必要とされてゆくことでしょう。



## II. 文化遺産の情報収集と共有

### —地方指定文化財等の情報収集・整理・共有化事業—

文化財の名称や所在地、概要などの情報は、緊急時のレスキューや復興支援のために必要不可欠な基礎情報でありながら、これまで十分に集約・共有されてきませんでした。情報を十全に把握しているのは文化財等が所在する地方公共団体のみというケースも多く、大災害などによって、万が一、行政機能が麻痺してしまうと、文化財の所在はおろか、存在自体もわからないという事態にも陥りかねません。

そこで、東京文化財研究所では、

- ① 全国の都道府県・市区町村指定等の文化財に関する基礎情報を集約・整理すること
- ② 情報を共有するとともに、関係者間のネットワークを構築すること

を目的に、地方指定文化財等の情報収集・整理・共有化事業を実施しています。

事業においては、各地方公共団体の既存の文化財リストを中心に基礎情報を集約して「文化財基礎情報データベース」を作成し、これを関係機関（地方公共団体、文化庁、東京文化財研究所）で共有するための仕組み作りを行います。さらに、公開可能な情報に関しては、各地方公共団体と協議の上、公開を推進します。

こうした取り組みにより、文化財防災のための基礎情報を整備することはもちろん、関係者間のネットワークの構築、分蔵によるデータ消失リスクの低減などをはかります。

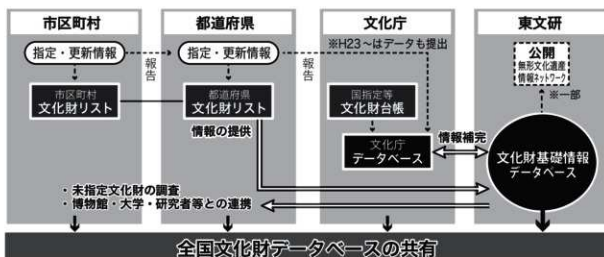
### 1. 文化遺産にかかわる情報の集約と共有化

#### (1) 情報収集の対象

おもな対象とするのは、**美術工芸品**（有形文化財）と**無形文化遺産**（無形民俗文化財、無形文化財、文化財の保存技術）に関する情報です。

**美術工芸品** 有形文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・書跡など美術工芸品に関する分野については、当面、都道府県指定・国指定の文化財を対象とします。ただ、美術工芸品は動産文化財でもあるため、常に所在場所や所有者が変更される可能性をはらんでいます。また、個人蔵などの情報も含まれており、情報の取り扱いや共有化には注意が必要です。すなわち、有形文化財の情報収集には、移動や変更といった最新の情報を更新し、適切に管理していくことが不可欠となります。そうした最新の情報を収集するためにも、各地域の教育委員会等の文化財担当部局、および、より現地の実情に精通した文化財担当者との密接な連携とご協力が重要で





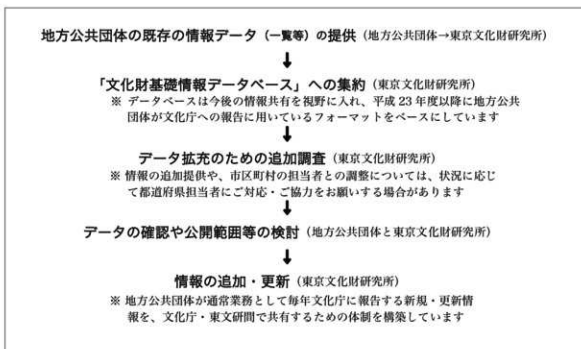
あるといえるでしょう。

**無形文化遺産** 無形文化遺産については、市区町村指定・都道府県指定・国指定の無形民俗文化財、無形文化財、文化財の保存技術を中心的な対象とします。

ただし、指定を受けていない文化財についても、情報の集約が可能かどうか地方公共団体と協議し、可能な場合には対象とします。東日本大震災後では、いち早く再開されて復興の原動力となった無形文化遺産の多くが未指定文化財だったからです。同じく防災・減災の観点から、無形文化遺産に関しては、基礎的な情報とともに、関連する写真・映像などもできる限り収集していきたいと考えています。

## (2) 情報収集と整理の方法

情報収集は、地方公共団体に提供いただいた既存の情報データ（文化財一覧等）をもとに、以下の通り行う予定です。



### (3) 情報の管理と公開

データベース化した情報については関係者間（情報を提供していただいた地方公共団体、文化庁、東京文化財研究所）で共有するため、整備を進めます。また、無形民俗文化財など、公開によって利活用が見込まれるものについては、公開範囲・方法を検討し、各地方公共団体と個別に協議の上、公開を推進します。

#### 情報共有の方針

収集した情報は、以下の方法で共有する方針です。

##### すべての情報

外部からアクセス不可能な東京文化財研究所内のサーバに格納し、ID・パスワードで閲覧できる専用回線等で文化庁と接続して共有・管理

##### 地方公共団体ごとの情報

当該地方公共団体とオフラインで共有

##### 非公開情報（個人情報等）を除いた情報

東京文化財研究所の外部公開用サーバに格納。各地方公共団体にID・パスワードを発行するなど、行政間のみで相互閲覧可能な状態で共有

##### 一般に公開可能で活用が見込まれる情報

各地方公共団体と協議のうえ、インターネット等での公開を検討・推進

**地方公共団体への情報提供** 地方公共団体で災害等の緊急事態が発生した場合、その地方公共団体から要請があれば、東京文化財研究所や文化庁より個人情報を含む必要データを提供します。また、第三者よりデータ提供の依頼があった場合には、必ず地方公共団体と協議し、承諾を得た上でこれを提供します。

**無形民俗文化財情報の公開** 無形民俗文化財は情報公開による盗難の恐れなどがなく、むしろその魅力を発信し、社会的な認知度を高めることが文化継承の一助になることなどから、情報の公開を推進していきます。

公開にあたっては文化庁の「文化遺産オンライン」(<http://bunka.nii.ac.jp/>)や東京文化財研究所の「無形文化遺産アーカイブス」(<http://mukeinet.tobunken.go.jp/>)など、既存の公開用ツールを活用する方針です。（次節「2. 写真・映像記録の収集とアーカイブスでの公開」も参照）

### (4) その他の基礎情報の収集

本事業では、文化財に関わる名称や所在地などの基礎的な情報に加え、下記についてもあわせて収集しています。

**文化財保護条例等の収集** 地方公共団体の文化財保護条例や、関連する政策に関する情報も、文化財防災にとつての基礎情報となります。

文化財保護制度の基盤となる地方公共団体の文化財保護条例は、多くの場合、国の文化財保護法に則って作られています。しかしそれに加え、それぞれの地域の文化財の在り方や保護の実情にあわせた形で、ユニークな枠組みが作られている場合も少なくありません。また、景観条例や保存事業への補助金要綱など、文化財保護条例以外の枠組みによって関連する文化遺産がまもられている場合もあります。

こうした保護のための枠組みについて知ることは、その地域における文化財の全体像を掴んだり、重要視されている分野や価値付けの基準を知るためなどにも大変有用です。それはまた、非常時において迅速かつ適切なレスキューや支援活動を行うためにも不可欠なものです。

東京文化財研究所では、こうした関連条例等についても情報を収集しています。収集した情報はデータベース化し、文化財防災に資する基礎情報として蓄積するとともに、公開に向けた検討も行っています。

**関連出版物の収集** 東京文化財研究所では、防災ネットワーク推進事業の一環として地方自治体が刊行した有形無形の文化財にかかわる各種資料や自治体史を収集しています。

「有形文化遺産の被災とレスキュー」(p.3)でも指摘しているように、何がどこに所蔵されているかを把握しておくことが被災文化財の迅速なレスキューの実施のために必須です。しかしながらどの自治体においても余力の少ないのが現状で、さまざまな災害に対し十分な備えができていないとは限りません。こうした地方自治体刊行の資料を網羅的に揃えておくことによって、有事に際して現地の外においても、情報収集をすることが可能となります。



## (5) 期待される成果

**有形文化遺産の情報共有と防災** 有形文化財のうち、美術工芸品に関する基礎情報には、個人情報などが一部に含まれることもあり、これまであまり共有が進められてきませんでした。しかし、それらの情報を安全かつ適切に共有することで、災害時に貴重な文化財や情報が失われるリスクを分散し、迅速な対応や情報共有を可能にできます。

また、このような事業を通して関係者間のネットワークが構築され、災害時の効率的な文化財レスキューや復興支援も期待できるといえるでしょう。こうした情報の蓄積とネットワークの構築が、新たな文化財の指定に結びつくことも想定されますし、さらには、文化財所有者や一般の方々の文化財防災や防犯への意識を高めたり、文化財の普及や啓発をはかる一助ともなります。

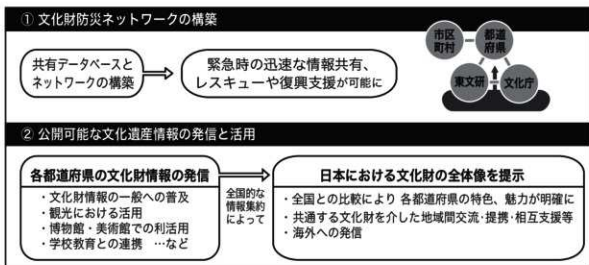
**無形文化遺産の情報共有と復興支援** 災害が起こった際にまず必要となるのは、各無形文化遺産がどのような被害を受け、どのような支援を求めているのかを調査・把握すること、そして次に具体的な支援の方策を検討することです。しかしながら、災害が大規模になればなるほど、行政機関が対応できる対象・範囲は限られていきます。非常時には、文化財担当部局であっても避難所や救援物資の対応などにまわされることが多いからです。

そうした際、大きな役割を果たしてくれるのが外部の団体や組織です。東日本大震災においても、民間の支援団体や研究者、愛好家などによる支援によって復興したケースや、報道機関によって現地の状況が広く知られることであたたかな支援に繋がったケースが数多く報告されています。

こうした外部の組織や団体から必要な支援を得るために必要不可欠なのが、無形文化遺産の基礎情報です。ひとつの団体に支援が集中する「支援格差」を小さくするためには、できるだけ多くの無形文化遺産についての情報を集約した、網羅的なリストであることが求められます。こうした情報を、平時からいくつかの機関・地域で共有しておくことで、いざという時の情報発信や支援要請をすることが可能となります。

**情報の活用とネットワークの構築** こうした情報を蓄積・共有していくことは、非常時のみならず、平時においても大きな意味を持っています。情報が全国的に広く集められれば、それは日本の文化遺産の全体像を知るための基礎情報となります。また、それによって他の地域の文化遺産との比較が可能になり、地域ごとの文化遺産の特色や魅力も、より明確になるといってよいでしょう。そうした特色や魅力を生かすことで、観光資源としての活用や、博物館や美術館、生涯学習や教育現場での活用など、様々な面での利活用が期待されます。共通する文化遺産を通じた地域間交流や相互支援なども考えられます。

また、文化財の所有者や伝承者はもちろん、一般の方々にも文化遺産の魅力を知っていただき、その社会的価値を高めるためにも、こうした情報が役立ちます。今後、それらを、より広く海外へ発信していくことも可能になるでしょう。こうした基礎情報を利活用することで、文化遺産への理解を深め、その意義や魅力を共有していくことができれば、それが文化遺産を後世へと伝えていくための、何よりの原動力となるはずです。



## 2. 写真・映像記録等の収集とアーカイブスでの公開

東日本大震災からの復興に際して、あらためて脚光を浴びたのが写真や動画などの記録の意義でした。こうした記録は、被災した地域の方が震災前の暮らしをあざやかに振りかえり、自分たちのアイデンティティを再確認するために大きな役割を果たしました。しかしそれだけではなく、写真がたった1枚残されていたことで流されてしまった獅子頭を復元できたり、映像記録があったことにより技術を再現できたりなど、失われた道具装束類や技術を修復・再興する際にも、記録が大変役に立ちました。加えて昨今の情報化社会においては、文化遺産の魅力を広く発信し、その社会的意義を知ってもらうためにも、こうしたヴィジュアル資料が欠かせないツールとなっています。

無形文化遺産に関わるこうした記録はこれまでも膨大に生み出されていますが、その多くは行政機関や研究者、愛好家、あるいはご家庭のアルバムなどに死蔵され、じゅうぶん活用されないままに散逸・消滅するものがほとんどでした。まずはこうした記録をできるだけ収集・蓄積すること、そして可能ならばいくつかの地域でデータのコピーを保存しておくことが望ましいと言えます。また、公開等によって利活用へ供する仕組みがあれば、記録はさらに有用なものとなります。

記録の収集・保存・利活用に対する取り組みとして、東京文化財研究所では、平成26年3月に国立研究開発法人防災科学技術研究所と協同で「無形文化遺産アーカイブス」(<http://mukeinet.tobunken.go.jp/>)を立ち上げました。記録の分蔵によって消滅リスクを低減し、大切な記録を後世へと橋渡しすること、また、必要としている人が必要としている時に閲覧・利用でき、情報の発信もできる媒体となることを目指しています。

コンテンツは動画、写真、音声、文書(PDF)で、現在は東京文化財研究所に寄贈・提供された記録や、同研究所の過去の活動の中で収集した記録を中心に収録しています。今後は本事業で収集した記録や、一般から提供を受けた記録についてもアーカイブスに収録し、蓄積していく予定です。

ほろほろの盆だま  
花燈の御出陣

【所在地】  
宮城県からつらね町花燈会場 【地図をみる】

【記録の種別】  
宮城県中央の記録(7月8日)に「花燈白」下町会神化、産物  
まで公開

【概要】

【地域情報】  
国・都道府 東北庁  
10の国や都道府県からなることに基づき、その一部が受け継がれ  
この記録は、その一部を代表するものとして収録されています

【分類】  
祭典・行事  
伝統的土俗芸能保存会

【関連の記録】  
2014年11月 宮城県東部無形文化財保存会

【お問い合わせ】  
〒100-8315 「民間文化財」 民間文化財保存委員会 1193  
「無形文化財」 民間文化財保存委員会 1193  
「無形文化財」 民間文化財保存委員会 1193

【キーワード】  
からつらね

メディアアーカイブス

花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
獅子舞

花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
花燈つ

花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
花燈つ  
花燈つ

無形文化遺産アーカイブス全国版  
(平成28年度公開予定)

### 3. 文化財防災のネットワークづくり

現在、地域の文化財を災害から守る取り組みは、専門家だけが行っているのではなく、市民ボランティアも主体となって全国的に広がっています。このような地域の文化遺産を災害から守る取り組みが全国的に広がったきっかけのひとつは、1995年の阪神・淡路大震災でした。このときは、文化庁の呼びかけによって結成された被災文化財等救援委員会のほか、ボランティア団体である歴史資料保全情報ネットワーク（現・歴史資料ネットワーク）などが、被災地の歴史資料や美術工芸品の保全・救出を進めました。その後、日本列島各地で発生する地震や水害等の自然災害に際しては、被災地の歴史文化に関わる研究者や市民が自発的に文化財を守るためのネットワークを立ち上げ、主に民間所在の未指定文化財を中心に保全活動に取り組んでいます。

このようなネットワーク活動は現在20以上にのぼり、「史料ネット」と略称される独自の協力関係が各地で展開しています（表1）。地震や水害をきっかけにして活動を立ち上げた地域もあれば、いまだ被災していない地域において、予防的に活動を立ち上げているところもあります。

東日本大震災においても、多くの専門家や市民が、地域や専門分野を越えて協力しながら、被災した文化財の保全に取り組みました。守る対象は、古くから地域に残された美術工芸品や歴史資料だけではなく、現用の公文書や、図書館資料、自然史資料、そして個人や家族の思い出に関わる品々まで、多岐にわたります。多くの人々が手を取り合うからこそ、このように多様な文化財を守ることが可能となります。

活動の内容は地域によってちがいがありますが、被災した文化財の保全だけではなく、災害への備えにつながる取り組みを日常的に行っているところが多くあります。そのひとつが、地域の文化財の所在調査です。特に民間所在の未指定文化財については、その所在情報が明らかになっていないものが多いため、災害時に被災した場合、保全・救出するのが困難となります。そうした事態を防ぐために行われるのが所在調査です。しかし、地域の文化財は、古文書や美術工芸品、民俗文化財、現代資料など、ありとあらゆるものにわたります。その所在調査を行うためには、地域や専門分野を超えた幅広い協力関係が必要です。地元自治体や市民、歴史学、美術史、民俗学を専攻する研究者など、多くの人たちによる協力関係をつくることで、地域の文化財を災害から守ることに繋がります。

そしてこのような活動の基盤づくりは、文化財に関わる人々のあり方によって、地域ごとに異なります。たとえば東日本大震災以後、自治体や大学、博物館や文書館が主体となって、地域の文化財を災害から守るための協定などを結び、災害時の相互協力のあり方を事前に定める地域がいくつかあらわれています。

以上のような、現在の文化財防災のあり方を踏まえ、東京文化財研究所では、各地域において災害から文化財を守るために取り組まれているネットワーク型の活動や、その基盤づくりについて調査を進め、各地域の事例を収集しています。それをもとに文化財防災をめぐるネットワークづくりについて情報発信を行いたいと考えています。

表1 各地の資料保全ネットワーク

名称	設立経緯
歴史資料ネットワーク	1995年1月阪神・淡路大震災
山陰歴史資料ネットワーク	2000年10月鳥取県西部地震、旧称・鳥取県西部地震(山陰中部地震)被災史料救出ネットワーク
芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛	2001年3月芸予地震
広島歴史資料ネットワーク	2001年3月芸予地震
資料ネットやまぐち	2001年3月芸予地震
NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク	2003年7月宮城県北部地震 2007年NPO法人化
福井史料ネットワーク	2004年7月福井水害
新潟歴史資料救済ネットワーク	2004年7月新潟県中越地震
宮崎歴史資料ネットワーク	2005年8月台風14号
岡山史料ネット	予防ネットとして設立(2005年)
山形文化遺産防災ネットワーク	予防ネットとして設立(2008年)
ふくしま歴史資料保存ネットワーク	2006年に予防ネットとして「ふくしま文化遺産保存ネットワーク」発足、2010年11月に「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」に移行
千葉歴史・自然資料救済ネットワーク	2004年の九十九里いわし博物館爆発事故を契機に 2009年に「千葉文化財救済ネットワークシステム」組織 東日本大震災を契機に2012年3月に予防ネットとして「千葉歴史・自然資料救済ネットワーク」設立
茨城文化財・歴史資料救済・保存ネットワーク	2011年3月東日本大震災
地域史料保全有志の会(長野県栄村)	2011年3月長野県北部地震
岩手歴史民俗ネットワーク	2011年3月東日本大震災
歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク(三重県)	2011年6月に県・市町の行政機関により設立
神奈川地域資料保全ネットワーク	東日本大震災を契機に2011年7月に予防ネットとして「神奈川歴史資料保全ネットワーク」設立、 2014年8月に「神奈川地域資料保全ネットワーク」に改称
歴史資料保全ネット・わかやま	2011年台風12号(紀伊半島豪雨)
静岡県文化財等救済ネットワーク	2012年3月に静岡県教育委員会により設立
歴史資料保全ネットワーク・徳島	予防ネットとして設立(2012年)
鹿児島歴史資料防災ネットワーク(準備会)	予防ネットとして設立(2013年)

吉川圭太「データ編」(奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』東京大学出版会、2014年)をもとに作成

### Ⅲ. 無形文化遺産の防災のための映像記録作成

#### —文化財保護のための動態記録作成に関する調査研究事業—

##### 1. 無形文化遺産における記録の意義と課題

建造物や美術品など、形の有る文化遺産に対して、芸能や祭り、伝統技術は、人の手を介してはじめて伝えられる、形の無い文化遺産です。それゆえに、無形文化遺産の記録にあたっては、動きや音、時間の流れといったものを捉えることのできる映像が、重要な手段のひとつとなります。また、無形文化遺産は有形文化遺産と異なり、時代に応じて変化していくことを前提としています。折々の変化を捉えていくためにも、映像による記録を残し、蓄積していくことが大切になります。地域の文化遺産である民俗芸能や祭礼行事、伝統技術については、これまでも分野ごとに、映像による様々な記録の取り組みが行われ、手法が検証されてきました。

しかし近年では関連機器や手段が著しく進歩し、5年前までは想像もできなかったような方法で映像を撮り、見せることができるようになってきました。また、東日本大震災の復興において映像記録が人々の心の支えとなったり、失われた道具装束や技術を再現するのに役立つことなどから、防災・減災や復興の手段としての映像記録の可能性も広がっています。

こうしたことを受け、東京文化財研究所では防災事業の一環として「文化財防災のための動態記録作成に関する調査研究事業」を行っています。映像記録の手法や活用方法の可能性を模索することはもちろんですが、加えて、より立体的で重層的な記録を目指すには、映像記録では捉えることのできない部分を明確化し、それを補完するための他の記録手段（写真や文字など）を講じることも大切になってきます。また、芸能や祭礼と技術では、映像記録の手法や見せ方も異なるなど、分野ごとの映像論も必要になってきます。本事業では、様々な分野において映像記録の試みを行うことで、よりよい記録の在り方を模索していきます。

**民俗分野の現状** 民俗分野では、早くから映像による記録が試みられてきました。国や地方公共団体による映像記録作成事業はもちろん、民間団体やアマチュアカメラマンによる記録も多く作られ、その内容も特定の民俗芸能や祭礼行事を扱うものから、暮らしの民俗そのものをより包括的・多層的に切り取ったものまで、多岐に及ぶ対象・内容の記録が生み出されてきました。東京文化財研究所では平成15～19年まで、映像関係者にご協力いただき「無形の民俗文化財映像記録作成小協議会」を実施しました。その成果を『無形民俗文化財映像記録作成の手引き』として刊行し、映像記録の三つの目的（「記録保存」「広報・普及」「伝承・後継者育成」）を示すなど、基本的な理念や手順についてまとめています。

近年では、より高性能で大容量の記録媒体の登場などにより、大量の記録をいかに見せるかという議論なども起きています。こうした問題をはじめ、特に平成17年度に指定制度がはじまった民俗技術の分野における映像手法のあり方の検討など、課題も多く残されています。



**工芸分野の現状** 工芸技術分野における記録は、文化庁やポラ伝統文化振興財団、地方公共団体や保存会により進められてきました。当初は文書や写真による記録、制作工程見本、完成見本、使用する用具の見本が中心でしたが、文化庁の工芸技術記録映画の制作が昭和46年度からはじまり、徐々に映像記録による手法もみられるようになってきました。

これまで公開されてきた映像記録においては、工程や作家個人の記録が中心でしたが、材料の調整や保管、道具の使い方やメンテナンスなど、工芸作品を制作していくための様々な要素についても記録をしていく必要があります。工芸作品を深く理解するためには、こうした包括的な記録が不可欠だからです。

今後、工芸技術分野においても他の無形文化遺産同様に映像記録という調査手法を積極的に取り入れ、手法について検討していく必要があります。

## 2. 記録手法の多様化と今後の展開

映像撮影を行う機材については、近年のデジタル技術の発達によって、HDや4Kの高精細画質での長時間記録が可能になるとともに、カメラの小型化・軽量化がすすみ、スマートフォン等も普及して気軽に写真や動画を撮影することができるようになってきました。より安価に長時間記録ができるようになったことで、芸能や祭礼行事、伝統技術を、準備段階から最後まで連続して記録することもできるようになり、多数のカメラによる同時撮影も行いやすくなりました。また、VR（ヴァーチャル・リアリティ）技術による360°全方位の映像記録や、ドローンによる空中撮影など、特殊機材にも技術の進歩が見られ、多彩な撮影手法がより身近なものになってきました。

こうした技術の進歩にあわせて、記録の作り手の裾野や、発信・公開方法の可能性も広がってきています。映像制作のプロフェッショナルによる映像記録作成事業だけでなく、一般の市民による動画撮影も広く行われるようになってきましたし、複数の場所や時間の記録を統合して、HDD（ハードディスク）上で公開する方法や、インターネットの動画サイト上にアップロードして公開する方法、文字と映像を組み合わせたデジタルブックとして見せる方法など、映像記録の発信・公開方法にも多くの可能性が提案されています。

デジタル技術の進化によって、映像記録作成の方法論についても新たな課題が挙げられています。目新しさに囚われるのではなく、映像記録作成の目的を明確化した上で、柔軟にデジタル機材の利点を検討し、記録作成に取り込んでいく姿勢が必要とされています。

## 3. 様々な取り組み

**民俗芸能（獅子振り）** 実際に災害の起きた地域で無形文化遺産がどのような被害を受け、そしてどのように復興を遂げてゆくのか。その一つの事例として、東日本大震災の津波被害が甚大であった宮城県女川町に伝わる「獅子振り」（獅子舞）について、その動態記録をおこなっています。仮設住宅から地域再建・高台移転が進む中で、獅子振りかどのように変化してゆく

のか、長期にわたる記録が必要とされます。災害復興の記録であるとともに、無形文化遺産が人々の暮らしにどのような影響を与えるのかを映像として捉える試みともなります。

**祭礼行事（竹富島の種子取祭）** 防災を目的とした記録作成として何を撮るべきかというのは、大きな問題です。特に祭礼行事の場合、準備なども含めると膨大な撮影が必要とされます。本来ならば長期にわたって多数のカメラを用いた記録を行わなければ、精緻な映像記録は作ることができません。

けれども、予算も期間も限られた中で撮影せざるを得ないので文化財行政所管の現状です。そんなときに防災に資する映像記録をどのように作るべきか、沖縄県竹富島の種子取祭を事例として記録を行っています。



種子取祭（沖縄県）

**民俗技術（箕づくり）** 従来の民俗技術の記録映像は、研究や普及用に一時間程度に編集されたものが主流であり、技術そのものの習得や、新たな作り手の育成に目的を特化したものは多くありませんでした。そこで何をどのように記録し、どのように見せれば実際の技術習得に役立つのか、その手法について検証するために、千葉県匝瑳市木積の藤箕製作技術（国指定重要無形民俗文化財）をモデルケースに映像記録制作事業を行っています。木積の箕は、フジとシノダケを編んで作られます。材料の採集から加工、箕作りまでの一連の技術について、それぞれどのアングルで撮影すればよりわかりやすいのか、どういった情報が盛り込まれていけば役立つのか等について、伝承者はもちろん、技術を習う後継者も交えて協議しつつ、制作を進めています。



撮影の様子（匝瑳市木積）

**工芸技術（秩父銘仙）** 銘仙は大正時代以降、関東一円に根付いた染織技術です。しかし、現在では生産量が落ち込み、廃業も相次いでいます。そのような中、秩父銘仙は平成25年12月に経済産業省より伝統的工芸品の指定を受け、分業による製作を続けています。しかし、現在では秩父に残る型紙屋や、捺染屋もごくわずかです。

今回、捺染に使われる蒟蒻糊の製作等も含め、これまで映像記録が撮られていなかった工程も補充しながら記録を取ることに主眼を置きました。また、普及・啓蒙用に編集した映像を展覧会等を通じて広く公開することで、その活用もはかっています。今後、伝承用、普及用、防災用など様々な目的に沿って編集をしていくことで、技術の映像記録について議論する素材としていきたいと考えています。